

ロシア連邦大統領令

若干の権利保持者の独占的権利の取得および特定の外国債権者およびその支配下にある者に対する債務の履行の暫定的手順について

ロシア連邦大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」、2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」、2022年3月5日付第95号「若干の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」および2022年5月27日付第322号「若干の権利保持者に対する債務の暫定的な履行手順について」が定める措置への追加として、以下を決定する。

1. 知的活動の成果または識別標識に対する独占的権利の取得が行われる取得者と権利保持者との間の取引の実行、ならびに当該の取引にかかわる債務の履行および（または）履行の保障の暫定的手順を定める。

2. 本令において：

a) 取得者とは、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体および居住者のことをいう；

b) 非友好的国家の者とは、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国の者（そうした外国の者が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）、ならびに、その登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を含む）もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国の者の支配下にある者のことをいう；

c) 権利保持者とは、非友好的国家の者であって、自らが保有するところの知的活動の成果または識別標識に対する独占的権利を、それらの権利の譲渡が盛り込まれた契約にもとづいて取得者に引き渡したか、または引き渡す義務を負っている者のことをいう；

d) 外国債権者およびその支配下にある者とは、権利保持者が独立保証にもとづく受益者（再保証にもとづく最終受益者）または債務引受によって担保されている債務元本の債権者であり、本令第3項a)号に掲げる条件を含む許可書にもとづいて実行される取引または本令第4項が定める取引から生じる債務が、当該の保証（再保証）または債務引受によって履行が担保されているところの債務元本である場合において、非友好的国家の者であって、独立保証（再保証）にもとづく保証人（再保証人）または債務引受人である者のことをいう。

3. 本令第1項が定める取引は、権利保持者、取得者またはそれらの者の代理人の申請にもとづいてロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会によって交付される許可書にもとづいて、実行される。当該の許可書には必要に応じて次に掲げる事項を含めることができる：

a) 当該の取引にもとづいて知的活動の成果または識別標識に対する独占的権利を取得することにかかわる報酬およびその他の支払い金（違約金〔罰金、延滞金〕およびその他の財務的制裁を含む）の支払いを、2022年5月27日付ロシア連邦大統領令第322号「若干の権利保持者に対する債務の暫定的な履行手順について」にしたがって、同令第3項が定める公認銀行に開設された権利保持者、外国債権者およびその支配下にある者が債務にかかわる決済を行うための特別ルーブル口座（以下、「O型特別口座」）への金銭の振込みによって行う旨の条件；

b) これらの取引のその他の実行条件。

4. 本令第1項が定める取引であって本令の発効日より前に実行されたものから生じ、かつ当該発効日現在でその全部または一部が未履行である債務は、権利保持者名義で開設されたO型特別口座に金銭を振り込むことによってこれを履行する。当該要求事項は、これらの取引にかかわる債務の履行期限に違反して本令の発効日現在で実施されていない支払いに対して適用される。

5. 外国債権者またはその支配下にある者の名義で開設されたO型特別口座には、次に掲げるものが払い込まれるものとする：

a) 取得者が、独立保証（再保証）または債務引受から発生する、外国債権者またはその支配下にある者に対する債務を履行するために振り込む金銭；

b) 外国債権者またはその支配下にある者ではない保証人（再保証人）が、独立保証（再保証）から生じる、外国債権者およびその支配下にある者に対する債務を履行するために振り込む金銭。

6. 権利保持者、取得者、外国債権者とその支配下にある者またはこれらの者の代理人は、O型特別口座に振り込まれた金銭を、権利保持者、外国債権者とその支配下にある者の、ロシア連邦の域外にある銀行に開設されたものを含む銀行口座またはその他の口座に送金することに対する許可書の交付を求める申請を、ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会に対して行うことができる。当該の許可書には、必要に応じてこの送金の実施条件を含めることができる。

7. O型特別口座に金銭を振込むことをもって、債務はしかるべく履行されたものと認められる。本令にしたがってO型特別口座に金銭を振り込んだ者は、違約金（罰金、延滞金）およびその他の財務的制裁の支払い義務を含め、自らの義務に違反したとはみなされない。本令の要求事項に違反してO型特別口座を利用せずに債務を履行することは認められない。

8. O型特別口座は、取得者により、権利保持者の名義で、ただし本令第5項に定める場合には外国債権者またはその支配下にある者の名義で、開設される。本令第6項が定める許可書を取得せずにO型特別口座から金銭を権利保持者、外国債権者またはその支配下にある者宛に引き落とすことは認められない。

9. O型特別口座の取扱い条件は、当該口座への振込みおよび当該口座からの引き落としの特異事項を含め、2022年5月27日付ロシア連邦大統領令第322号「若干の権利保持者に対する債務の暫定的な履行手順について」にしたがって定められる。

10. 次に掲げる取引には本令の定めを適用しない：

a) 研究成果、文学および芸術作品、実演活動（実演）の成果、録音、ならびに地上波放送またはケーブル放送組織の放送内容に対する独占的権利の取得が行われる取引；

b) 取得者の債務額が1,500万ルーブルまたは1,500万ルーブルと等価の外国通貨建て金額を超えない取引。

11. 以下のように公式の解説を行う権利を与える：

a) ロシア中央銀行に一O型特別口座取扱い条件の適用、および本令にもとづいて行われるO型特別口座を用いた決済の実行の諸問題について；

b) ロシア連邦政府が定める連邦行政機関に一本令の適用の上記以外の諸問題について。

12. ロシア連邦政府は：

a) ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会が本令の定める許可書を交付するための手順を承認する；

b) 本令第11項b)号にもとづいて本令の適用における個々の問題に関する公式の解説を行う権利が与えられる連邦行政機関を定める。

13. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年5月20日

第430号